

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（案）についての意見

氏名	NPO 支援センター有志一同 (事務局：日本 NPO センター 吉田建治)
住所	東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 245 号
電話番号	03-3510-0855
電子メールアドレス	kyoshida@jnpoc.ne.jp

休眠預金等活用審議会の皆さま

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（案）」（以下、「基本方針案」と呼ぶ）の取りまとめ、ご苦労さまです。本制度の実現に向けては多岐にわたる論点があり、短期間にここまでまとめられたご尽力に敬意を表します。

一方、休眠預金を活用する本制度が真にこれからの社会の維持・発展に役立つためには、いくつかぜひ加えていただきたい／修正いただきたいポイントもございます。下記の諸点は、日常的に各地域で民間公益活動を行う団体を支援している全国の NPO 支援組織が、その現場の視点から議論を重ね、意見としてまとめたものです。ぜひ下記ポイントを基本方針案策定に際し採り入れていただくようお願いいたします。

I、基本的な考え方

(1) 既存の民間公益団体の多様性を取り入れる

- ・本制度実現のためには、全国各地域で既に民間公益活動を行っている団体の実情を踏まえ、それら多様な団体が本制度においても民間公益活動の担い手の一端として活躍するという視点が不可欠である。
- ・基本方針案で議論されている民間公益活動は、ソーシャル・ビジネス系に寄りすぎている。ソーシャル・ビジネス系の事業に資金供給すること自体は否定しないが、ソーシャル・セクターは多様であり、多数の国民の財産からなる本制度を実効的にするためには、その多様性に広く目配りすることが必要である。(後述の「革新性」「ソーシャル・イノベーション」の議論に係る)
- ・上記2つの視点は、資金分配団体についても同様である。

(2) 民間公益活動による成果の捉え方に多面性を持たせる

- ・成果志向が求められること自体は良いが、民間公益活動による成果の捉え方が単一的過ぎる。民間公益活動が社会にもたらす多面的な価値を反映させるべきである。(後述の「社会的インパクト評価」の議論に係る)
- ・基本方針案は「社会の諸課題の解決」が強調され過ぎており、これに評価の使い方が相まって、「助成」と言いながら極めて「委託」に近いものになってしまう懸念がある。
- ・「達成すべき成果と支援の出口について事前に合意」はかなり無理のある想定である。助成・融資プログラムが果たすべき役割、持ちうる価値については、より深い考察が必要である。

(3)「参加」と、それによる「意識と行動変革」という視点を加える

- ・全体的に「社会課題の解決」にのみ重点があり、多くの市民（国民）の参加により課題に対する当事者意識を高め、行動を変えていく起点となるという、民間公益活動団体が育ててきたより豊かな「社会の価値創造」に目が向いていない。単に民間公益活動が、支援プログラムを「商品」として提供し、市民（国民）がその「顧客」となるのではなく、「参加」とそれによる「当事者意識の向上」は、人々の暮らしを支え、長期的に社会を変革してきた。
- ・このようなあり方も、ソーシャル・イノベーションであり、重要な社会的インパクトである。

II、重要なポイント

1、本事業が対象とする民間公益活動の明確化

・基本方針案では、

「社会実験」(p1、p35)
「社会における大きな変革(ソーシャル・イノベーション)」(p2、p7、p8、p31)
「我が国の社会課題解決能力の飛躍的な向上が期待される」(p4)
「社会的投資市場」(p6)
「革新的手法」(p7)
「より大きな社会的成果を創出」(p8)
「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組まなければならない」(p26)
「厳正な評価を実施することにより、(中略)独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等を促す」(p26)
「革新的な民間公益活動とは、一般的に、目標の達成確率は低い(ハイリスク)ものの、実現すれば社会に大きな変革(ソーシャル・イノベーション)をもたらすような民間公益活動である」(p31)
「革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体を優先的に選定することが望ましい」(p33)
「(資金分配団体及び)民間公益活動を行う団体は、(中略)最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じなければならない。
・(前略)指定活用団体のガバナンス・コンプライアンス体制等に準じて組織等を設置し、措置を講じること」(p34)

といった表現が並び、規模が大きく、新規性に富み、新しい手法を駆使し、ガバナンス等もしっかり備えた団体・事業を対象に制度設計しているような印象を強く与える。(上記の表現はすべて、本制度の実施方針や対象となる民間公益活動の必要条件として書かれている)

他方、

「公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取り組み」(p2、p5、p7、p11)
「これまで既存制度において対象とされてこなかった人々が抱える課題に焦点を当て」(p5)
「社会の諸課題と一般に認識されていないために対応が遅れている分野を中心に」(p5)
「短期間で解決できる分野や数値化された成果が出やすい分野に偏ることなく、解決に時間を要する分野や従来より定量的な成果が出にくいとされてきた分野にも活用されるよう配慮する」(p5)
「優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は地域や分野等によって多様であることに十分配慮する」(p7)

といった表現もあり、地道で簡単には見えやすい「成果」が出にくい分野・活動も対象としているようにも読める。

しかし、表現の文脈、頻度などから見える全体の論調としては、前段のイメージの方がはるかに強く、このままでは地道な、しかし継続的に地域で課題に取り組んでいる活動(事業)、地域で

人々の暮らしを支える活動、新たな価値観を創出しようとしている活動が対象とならなくなる恐れがある。

よって、後者の活動（事業）を明確に対象として位置づけていることが分るように全体の文章を修正すべきである。

2、「ソーシャル・イノベーション」と「革新性」の定義の変更

- ・基本方針案では、「ソーシャル・イノベーション」と「革新性」を、ソーシャル・ビジネス的な文脈でのみ説明している。これでは、多くの貴重な民間公益活動が対象にならない可能性がある。
- ・また、「社会における大きな変革」「ソーシャル・イノベーション」「革新性」といった言葉が広狭多義に使われており、定義に混乱が見られる。
- ・服部委員の審議会資料（H29年6月27日第3回審議会）では革新性をより広い意味合いで説明し、ソーシャル・イノベーションを3種類（*）に分けている。基本方針における「ソーシャル・イノベーション」の定義をこの内容に変更し、多様な革新性の定義を含んだ多くの活動が対象となっていることを明示すべきである。

*ソーシャル・イノベーションは、多様な社会課題に対して、個々の問題に個別に対応するのではなく、思想や価値観のレベルまでさかのぼって社会のあり方を変革し、新たな価値を生み出すこと。ソーシャル・イノベーションの度合、深度は大きく3つに整理され、いずれも革新性があるとみなされる。「社会のニーズを理解しサービス等を改善する（持続的）イノベーション」、「新たな成果や価値を創出するために既存の制度を改める（制度的）イノベーション」、「パワーシフトなどによって最初から新たなシステムを創る（破壊的）イノベーション」。

- ・具体的には、以下の諸点について修正をすべきである。

「はじめに」(p1~2)

- ・「社会実験」について（p1,33行目、p35,7行目）

→（意見）「社会実験」の意味や内容が不明確。分かりやすい説明を加えるべきである。

- ・「社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ」について（p1,36行目）

→（質問）「社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ」とは、p8①着実に社会の諸課題の解決に成果を出すことが見込まれる事業、②目標の達成率は低い（ハイリスク）…革新的な事業のうち、①を指しているのか。

→（意見）①を重視し②を排除しないのか、①と②が同等なのか分るように記載すべき。（他同様の部分を含む）

- ・「本制度では、公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組や革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体等への支援を重視する。また、成果に係る目標に着目して（後略）」について（p2,7~10行目）

→（意見）下記のように修正すべき。

「本制度では、公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組や革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体等への支援を重視する。革新性とは、単に冒険的な試みのみを指すのではなく、従来から存在する地道な事業や活動であっても、定期的実施方法の改善を行い、よりよい成果をもたらし続けるものは革新であり、評価の実施による事業改革も革新性と結びついている。また、団体の堅実性だけではなく、成果に係る目標に着目して（後略）」

(理由)

革新性について、草の根の活動や小さくて地道な活動であっても、適切な事業は革新的な取り組みとして認めるべきであるから。

・「社会における大きな変革（ソーシャル・イノベーション）の実現を目指すこととする。」（p2,18 行目、p36 注 5）

→（意見） p36 の注釈は、第 3 回審議会、資料 4 「革新的手法とイノベーション」の概念整理（服部委員提出資料）で再定義すべきである。

「ソーシャル・イノベーションは、多様な社会課題に対して、個々の問題に個別に対応するのではなく、思想や価値観のレベルまでさかのぼって社会のあり方を変革し、新たな価値を生み出すこと。」

「ソーシャル・イノベーションの度合、深度は大きく 3 つに整理され、いずれも革新性があるとみなされる。「社会のニーズを理解しサービス等を改善する（持続的）イノベーション」、「新たな成果や価値を創出するために既存の制度を改める（制度的）イノベーション」、「パワーシフトなどによって最初から新たなシステムを創る（破壊的）イノベーション」。

(理由)

現在の説明では、ソーシャル・イノベーションの多様性が十分に説明できていないため。

「第 2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項」

「1. 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則」(p5～)

(3) 持続可能性 (p6)

・ 枠内部分

→（意見）下記のように修正すべき。

「休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、支援の終了時期について事前に合意した上で、事業の進捗状況等に応じ絶えず検証しながら、当資金に依存した団体となることのないよう留意し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築する。」

(理由)

持続可能性については、具体的な進め方と留意事項を明記した丁寧な説明であることが必要であるため。

・「支援の出口」について (p6,6 行目と 8 行目)

→（意見）支援の出口は、事業の資金確保や制度化だけではない。社会に新たな提案を行うといった意識の面など、もっと多様な出口を想定すべき。また、支援の出口については、必ずしも事前合意できるものばかりではないに注意が必要である。

・「公的施策としての制度化」について (p6,10 行目)

→ (意見) 公的施策としての制度化を事前に合意することは極めて困難であり、例としては不適切であるため、削除すべき。

支援の出口については、必ずしも事前合意できるものばかりではない。ましてや公的制度化はなおさら難しい。

・「資金分配団体や・・・必要な環境整備を進める」について (p6,16 行目~22 行目)

→ (意見) この「必要な環境整備」は、p19の「(2) 業務の充実に向けて期待される業務」にも書き込むべきである。

(理由)

「必要な環境整備」は基本原則の(3)持続可能性と、指定活用団体の担うべき役割の⑩には書かれているが、指定活用団体の業務には書かれていないため。

・「民間の資金」について (p6,19 行目)

→ (意見) 説明が不十分。この「民間の資金」は、寄付と社会的投資の2種類を含むのか。どちらにより重点を置いているのかなど、全体の趣旨に合った形で意図を明確にするべき。

・「リスク」について (p6,21 行目)

→ (意見) 説明が不十分。どんな「リスク」を想定しているのか例示すべき。

(6) 多様性 (p7)

・「・・・等によって多様であることに十分配慮する」について (p7,枠内、枠外とも)

→ (意見) 「・・・等により多様であることを踏まえる」と変更すべきである。

(理由)

基本原則であるから、「十分配慮」では弱く、前提条件とすべきであるため。

・枠下部分について (p7,14~16 行目)

→ (意見) 以下のように修正すべきである。

「指定活用団体が「優先的に解決すべき社会の諸課題」を決める際、また資金分配団体を選定する際には、優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は、地域や分野等によって多様であることを踏まえること。」

「資金分配団体が支援プログラムを設計し民間公益活動を行う団体を選定するに当たっては、優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は、地域や分野等によって多様であることを踏まえること。」

(理由)

多様性を、主体ごとに明確にしないと分かりにくいいため

(7) 革新性 (p7)

・枠内、「ソーシャル・イノベーション」、「革新性」の定義について

→ (意見) 前述の「ソーシャル・イノベーションの定義」を前提とすること。

・ 枠内部分について (p7,19~22 行目)

→ (意見) 下記のように修正すべき。

「各法令や公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組、前例のない取組等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に休眠預金等に係る資金を活用し、その成果のより広範かつ発展的な展開等を進めること、及び、従来から存在する地道な事業や活動が評価によって学びや改善を行い、事業や活動の成果をより良くすることにより、ソーシャル・イノベーションを実現する。」

(理由)

革新性には、多様な事業や活動が含まれていることを明記するため。

・ 枠下部分について (p7,23~30 行目)

→ (意見) 下記のように修正すべき。

「本制度では、公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組や革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体等への支援を重視する。この場合、従来から存在する地道な事業や活動であっても、評価を実施することにより、学びと改善を行い、より良い成果を目指す(新しい実施方法などを生み出す)事業も、革新性をもった民間公益活動であることに留意する。」

(理由)

ソーシャル・イノベーションの定義内容に合わせて内容を修正すべき。

(8) 成果最大化 (p7)

・ 枠内部分について (p7,33~34 行目)

→ (意見) 下記のように修正すべき。

「持続的革新や制度的革新を行うことにより、社会の諸課題の解決に着実な成果を生み出すことが見込まれる事業や、破壊的革新を行うことにより、社会に大きな変革をもたらす事業を積極的に支援することにより、本制度全体としての成果の最大化を図る。」

(理由)

持続的革新、制度的革新、破壊的革新を含めて成果の最大化をめざすべきであるから。

・ 枠下部分について (p8,3~6 行目)

→ (意見) 下記のように修正すべき。

「その上で、指定活用団体は、持続的革新や制度的革新を行うことにより、着実に社会の諸課題の解決に成果を出すことが認められる事業と、目標の達成確率は低い(ハイリスク)ものの、実現すれば社会に大きな変革をもたらすような、破壊的革新に該当する事業とを適切な割合で組み合わせ実施することにより、本制度全体としての成果の最大化を図る。」

(理由)

革新と成果の関係については、3つの革新(持続的革新、制度的革新、破壊的革新)と成果とのそれぞれの関係に留意すべきであるから。

3、社会的インパクト評価について

- ・社会的インパクト評価自体が、まだ社会的インパクト評価イニシアチブ等で議論されている途中であるにもかかわらず、ソーシャル・ビジネス型の事業評価に適した手法の一つに過ぎない「ロジック・モデル」を前提とした狭い説明になっている。そのため不十分な部分は削除すべきである。
- ・評価は目的に応じた多様な手法が開発されており、社会的インパクト評価のみに限定すべきでない。新しい価値の創造や社会課題の解決のためには、民間公益活動の質を高めることは重要であり、団体の学びや改善という視点を盛り込むことが不可欠である。
- ・具体的には、以下の諸点について修正をすべきである。

「第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」

「1. 成果に係る評価の意義・目的」(p26～)

(1) 評価の意義

・「社会的インパクト評価」の定義について (p26,13 行目、p38-27)

→ (意見) p38 の注釈 27 は定義を超えた内容となっており、下記のように修正すべきである。

「社会的インパクト評価」とは、短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的な「変化」や「便益」等の「アウトカム (短期・中期・長期)」を定量的・定性的に把握し、当該事業や活動について価値判断を加える (評価を行う) ことをいう。(以下削除)
(理由)

「ロジック・モデル」以下は、間接的に関係するロジック・モデルの説明である。社会的インパクト評価には、ロジック・モデルが必須であるような誤解を生むため。

・14 行目と 15 行目の間に文章追加 (p26,14～15 行目の間)

→ (意見) 「4. 評価において留意すべき事項、(2) 民間公益活動の効果的・効率的な促進」(p31、16～19 行目) を移動する。

→ (意見) 下記のように修正。

「・・・成果の可視化に取り組みなければならない。

また、民間公益活動の評価はそれ自体を目的とするのではなく、評価によって学びと改善を得ることによる、より良い成果の実現を目指して、その評価結果を、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分、さらには新たな民間公益活動の企画提案への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で有効に活用する必要がある。 ←文章移動 (挿入)、および加筆

(理由)

評価の意義は、成果の測定や可視化に留まらない。活動の質を高めるような学びや改善も重視すべきであるから。

(2) 評価の目的

・20行目の次に1項目を追加 (p26,20~21行目)

→ (意見) 下記のように修正。

「・評価を実施することによって、事業や活動について学びを得たり、改善を行うことにより、社会の諸課題のより良い解決を行うこと」←冒頭に追加

(理由)

評価による学びと改善を、留意事項ではなく、評価の目的とすべきであるから。

・項目を新設 (p26,27行目以降)

→ (意見) 「4. 評価において留意すべき事項、(3) 評価に係る負担の軽減 (p31,22~32行目)」を移動・修正。

→ (意見) 下記の新たな項目を追加。

「(3) 評価に関する費用の負担

事業や活動の成果を把握するために必要な評価を行うことは重要であるが、評価の実施には費用の他、時間や労力も含めて相当なコストを要するの事実である。事業収益的に可能であれば、評価に関するコストは、事業の実施主体が負担することが望ましい。しかし、事業の費用を上回る収益を得ることが難しいタイプの民間公益活動にあつては、評価にかかる経費を休眠預金等に係る資金の活用対象に含めることは理にかなっている。

休眠預金等に係る資金の活用成果に関し国民に対する説明責任が強く求められていること、評価の実施を支援し評価に係る時間と労力の軽減を図るためにも、指定活用団体などが標準化された評価ツールを開発・提供し、資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的・効率的な成果評価の実施を支援することが望ましい。また、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が社会的インパクト評価等を実施する際に、外部の評価専門家への相談が可能となるような仕組みを設計することも積極的に検討されるべきである。その際、当分の間はこれらにかかる経費についても休眠預金等に係る資金の活用対象に含める必要がある。

(理由)

評価に関する費用の負担は、留意事項に留まらず、基本事項とすべきであるから。

「2. 民間公益活動を行う団体の評価」(p27~)

(1) 評価の実施主体

・「・・・「自己評価」を基本とする。評価の実施主体は～実施しなければならない」について (p27、4~9行目)

→ (意見) 下記のように修正。

「・・・「自己評価」を基本とする。評価の実施主体は、事前に達成すべき成果について明示した上で民間公益活動に関するインプット(予算・人材等の資源の「投入」)からアウトプット(事業実施により直接的に得られる「結果」)、アウトカム(事業の実施によるアウトプットがもたらす「成果」)に至る情報を体系的に収集し、ロジック・モデル等の形で相互に接続するとともに、必要な情報を収集・分析し、評価を実施しなければならない。(削除)

なお、民間公益活動を行う団体は、資金分配団体と・・・」

(理由)

未完成である「社会的インパクト評価」の内容に踏み込みすぎていて不適切であるため。

(3) 評価方法

・①評価の観点について (p28、10～11行目)

→ (意見) 下記のように修正。

「民間公益活動を行う団体については、民間公益活動による成果だけでなく、持続的革新や制度的革新などの民間公益活動の革新性等も含めて、総合的に評価を行わなければならない。」

(理由)

革新に、持続的革新、制度的革新を含めるべきであるから。

・②評価方法の選択について (p28、14～18行目)

→ (意見) p31 「(1) 革新的な民間公益活動に対する評価」の一部を移動し、下記のように修正。

「社会的インパクト評価の・・・多種多様である。解決手法の柔軟性・自由度を確保し、社会の諸課題の解決を目指すため、民間公益活動に対する評価においては、達成すべき成果を事前に明示しつつも、社会情勢の変化や民間公益活動の進捗状況に応じ、目標やアプローチ等の妥当性について絶えず検証し見直す必要がある。

しかし、・・・

(理由)

下記、【4. 評価において留意すべき事項】は削除すべきである一方、この項目は重要であるため、ここに移動。

(4) 資金分配団体による継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証

→ (意見) 新規項目の提案

「③民間公益活動を行う団体の自主性や自発性を損なわないための留意点」を新設し、次の文章を追加する。

「資金分配団体は、継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証のほか、民間公益活動を行う団体への資金の提供を決定し、非資金的支援（伴走支援）を行い、監督も行うのであるから、資金分配団体が、このような機能に基づいて、意図せずとも圧力を掛け、民間公益活動を行う団体の自主性や自発性を損なうようなことがあってはならない。」

(理由)

資金分配団体は、資金を提供し、非資金的支援による伴走を行い、かつ評価もする…という立場であるため、留意点を記載する。

「4. 評価において留意すべき事項」(p31～)

(1) 革新的な民間公益活動に対する評価

・すべて (p31、2～13行目)

→ 「(意見) (1) 革新的な民間公益活動に対する評価」は削除すべき。

(理由)

破壊的革新のみに言及。持続的革新、制度的革新に触れておらず、全体のバランスの中で不適切

であるため。

・ 6~9 行目について (p31、6~9 行目)

→ (意見) 一部を、p28 ②評価方法の選択の中に移動 (既述)

(2) 民間公益活動の効果的・効率的な促進

・ すべて (p31、15~19 行目)

→ (意見) 「(2) 民間公益活動の効果的・効率的な促進」は削除すべき。

評価の学びと改善として扱い、これを基本事項 (評価の意義) とすべきである。

※p26 の「(2) 評価の目的」部分で修正案を既述。

「(1) 評価の意義」部分でも活用。

(3) 評価に係る負担の軽減

・ すべて (p31、21~32 行目)

→ (意見) 「(3) 評価に係る負担の軽減」は削除すべき。

(理由)

評価に関する費用の負担は、留意事項に留まらず、基本事項とすべきであるため。

※p26 (2) 評価の目的の後に、「(3) 評価に関する費用の負担」として文章を追加した上で移動。

4、その他

(1) 休眠預金等に係る資金活用の考え方について

「事前に定めた成果を達成することを通じ、社会の諸課題の解決が図られる。」について (p3,30 行目)

→ (意見) 「事前または状況に応じて途中でそれぞれで合意した成果を達成することを通じ、社会の諸課題の解決が図られる。」へ変更。

(理由)

これは、表現が極めて「委託」に近く、「助成」「投融資」になじまず不適切であるため。

(2) 基本原則中の表現について

第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則

(2) 共助 (p5)

→ (意見) 「共助」の表記は、「民間公益活動」に変更すべきである。

(理由)

「共助」は人によりイメージが違い、誤解を生む可能性が高いため。(例えば、厚生労働省は「地域包括ケアシステムの5つの構成要素と『自助・互助・共助・公助』』というメモの中で、「共助は介護保険などリスクを共有する仲間(被保険者)の負担、……」「互助」は相互に支え合っている意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものという整理をしている「地域包括ケア研究会報告書2013」)

「行政が本来行うべき施策(公助)の肩代わりではなく、共助の活動に焦点を当てた支援を行う。」について (p5)

→ (意見) 「民間が行う公益に資する活動の中で公的支援が得にくいもの、制度化されにくいものに焦点を当てた支援を行う」に変更すべき。

(理由)

同上

(9) 民間主導

枠内、全体について (p8)

→ (質問) 「民間主導」なら、「民間の発意を尊重する」は当然。全体として何を意図しているのかわかりにくい。

「その際、・・・集合的インパクトの取り組みを促進する」について (p8,15~17行目)

→ (質問) 「集合的インパクト」がここにある意図・理由は何か。

パートナーシップの組み方の議論と、休眠預金のお金の使い方の議論が混同されているのではないか。

→ (意見) この3行を削除する。

新規提案 (p8,18 行目以降)

(10) 倫理的問題等への配慮 (基本原則への追加提案)

→ (意見) 基本原則へ、下記を内容とする新項目を追加すべきである。

「休眠預金の活用にあたっては、倫理的問題、法的問題、社会的問題に十分配慮して行われ、人命、人権、尊厳、安全の尊重および保護など必要な措置を講ずることが必要である。」

(理由)

休眠預金が貧困ビジネス等に悪用される懸念への対応が必要であり、人権侵害等、守るべきルールを基本原則に明記する必要がある。

(3) 各主体の役割について

◇指定活用団体の担うべき役割

「民間公益活動促進業務の実施状況について監視を受ける」について (p9,10~11 行目)

→ (意見) 指定活用団体の権限が強いため、審議会と指定活用団体の関係については「民間公益活動促進業務の実施状況について監視を受ける」に留まらず、チェック機能を明記すべきである。

⑦について (p9,31 行目)

→ (意見) 国民は周知する対象 (だけ) ではない、国民が行う民間公益活動を行う団体や資金分配団体の意見や参加も、積極的に行うべきである。

◇資金分配団体に期待される役割

②「包括的な支援プログラム」について (p10, 21 行目)

→ (意見) 下記について考慮すべきである

- ・資金分配団体が非資金的支援を「実施できる」こと自体はよいと考えるが、これを義務とすべきかは慎重な検討が必要である。また、助成先団体が非資金的支援を資金分配団体以外からも受けられるようにすべきである。
- ・「資金支援及び非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供する」⇒「非資金的支援については、資金提供者による過度な関与が生じないよう十分に配慮した上で、資金分配団体以外による非資金的支援も認めた多様な選択肢を提供する」と修正すべきである。
- ・助成先団体の主体性を損なわないよう十分な配慮や多様な選択肢の提供が必要である。
- ・資金分配団体が助成先に助成と非資金的支援を行い、助成金の中から非資金的支援に掛かる経費をキックバックすることは問題が大きい (例えば、助成金の大半が助成団体に支払う非資金的支援の部分に掛かる経費になるなど)。

(理由)

資金分配団体が助成 (のための審査) も行い、非資金的支援も行い、評価も行い、評価実施支援も行うとすると、現場団体に対して立場が強くなりすぎる (権力関係になる) 恐れがある。助成先団体の主体性を損なわないよう十分な配慮や多様な選択肢の提供が必要であるため。

◇行政の役割

③地方公共団体について (p12,4 行目)

→ (意見) 「地方公共団体は、…直接関与しない…、コーディネーターとしての役割を果たすことが期待される」とある。また、p5 (2) 「共助」では「行政が本来行うべき施策 (公助) の肩代わりとして休眠預金…活用すること…予定していない」、p8 (9) 「民間主導」では「行政においては過度な干渉を避け」とある。この3ヶ所の表現は整合性を図る必要がある。

一方で、p6 (3) 「持続可能性」において「支援の出口」として「公的施策としての制度化」を想定するのであれば、このことも意識した表現にすべきである。

また、行政の役割には、休眠預金の仕組みのことなどを国民に説明する、広報する、などを入れるべきである。

(4) 指定活用団体の業務について

a) 「優先的に解決すべき社会の諸課題」について (p13,19 行目)

→ (意見) 優先的課題のレベル感については、多様性を意識して当初は緩やかに定めるべきである。また、優先的課題の決定プロセスにおいて、「誰が」「どのように」行ったのかは明示すべきである。

(理由)

民間団体や地域の自由なアイデアを生かすことが重要であり、全国一律に優先課題のみを設定することは好ましくない。一定程度、自由課題の設定も認めるべきであるため。また、広く国民に開かれた活用を意識するべきであるため。

「・・・との相互主体的な関係の下」について (p13,21 行目)

→ (質問) まだ資金分配団体や現場団体が存在しない1回目については、どうするのか。

「非資金的支援の提供方法等については、あらかじめ固定化するのではなく、民間公益活動を行う団体の要望や状況に応じてより最適化した形で必要な非資金的支援を提供することが望ましい。」について (p14,3~5 行目)

→ (意見) この考え方を以下、p2、p6、p10、p13、p14 (18 行目) にも反映させるべきである。

(理由)

前出の「②包括的な支援プログラム」(p10) と同様。

(以上)